

労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)第 37 条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 8 日に、神戸市兵庫区駅南通 3 丁目 4-33 全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部執行委員長 國賀 由美子から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 5 年 5 月 9 日

兵庫県知事 齋藤 元彦

## 1 事件

全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部が主張する次の事項

「組合結成通知」「団体交渉開催申入」「要求書」の受取拒否、要求書に記載された労働環境改善の要求

## 2 日時

令和 5 年 5 月 22 日 (月) 午前 0 時以降、争議解決に至るまでの期間

## 3 場所

- ① 株式会社 北神 本店  
神戸市灘区浜田町 1 丁目 1 番 22 号
- ② 株式会社 北神 支店  
芦屋市若宮町 5 番 18 号
- ③ 神戸市環境局 布施畑環境センター  
神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑 1172-2
- ④ 神戸市環境局 東クリーンセンター  
神戸市東灘区魚崎浜町 1 番地の 7
- ⑤ 神戸市環境局 港島クリーンセンター  
神戸市中央区港島中町 8 丁目 3 番
- ⑥ 神戸市環境局 刈藻島クリーンセンター  
神戸市長田区刈藻島町 3 丁目 12 番 28 号
- ⑦ 神戸市環境局 落合クリーンセンター  
神戸市須磨区中落合 3 丁目 1 番 1 号

## 4 概要

上記の職場において、以下の争議行為を 5 名～1,000 名規模で行う

- ① 同盟罷業
- ② 怠業